

④ ⑤ 11月10日（月）、11日（火）

「編輯經典」が示す「中國化」 第一

（１）「編輯經典」とは、再編本＝略本＝簡略縮小本である

「漢語經典の三種分類法」（本講義9回を通して用いる）

従來の二種分類と、船山徹の三種分類（Funayama 2002, 2013）

従 來 の 二 種 分 類		船 山 徹 の 三 種 分 類		
漢譯經典	偽經	漢譯經典	編輯經典	偽經
Made in India, Translated in China	Made in China = Pseudo-sūtras	Made in India, Translated in China	Made in India, Assembled in China	Made in China = Pseudo-sūtras
例：鳩摩羅什譯『維摩詰所說經』、『金剛般若波羅蜜經』	例：失譯『大方便佛報恩經』、『提謂波利經』	例：鳩摩羅什譯『維摩詰所說經』、『金剛般若波羅蜜經』	例：鳩摩羅什譯『大智度論』	例：失譯『大方便佛報恩經』、『提謂波利經』
インド語原典を （逐語的に）漢譯した經典	中國で偽作した經典	インド語原典を （逐語的に）漢譯した經典	インド原典の素材を用いて中國 で新たに編輯した經典	中國で故意に偽作した經典
中國佛教文獻であると共にインド佛教の資料でもある	中國佛教資料であり、インド佛教資料とはならない	中國佛教文獻であると共にインド佛教の資料でもある	構成要素はインド佛教資料となるが、全體の構成は中國資料	中國佛教資料として価値が高いが、インド佛教資料ではない
〔漢譯經、漢譯律、漢譯論〕	〔偽經、偽律、偽論〕	〔漢譯經、漢譯律、漢譯論〕	〔編輯經、編輯律、編輯論〕	〔偽經、偽律、偽論〕

(2) 編輯經典の具體例 (Funayama 2013: ??-??)

抄經 (節略經典) 『抄○○經』

合經 隋 釋寶貴合 『合部金光明經』

隋 仁壽元年 (601 AD) 曇摩崛多、曇摩笈多添品 『添品妙法蓮華經』

法數經 後漢 沙門嚴佛調 (撰) 『十慧經』 (= 『沙彌十慧』 = 『十慧章句』)

東晉 釋道安 (撰) 『十法句義經』

譬喻經 西晉 法炬、法立譯 『法句譬喻經』

傳記 北魏 吉迦夜、曇曜譯 『付法藏因緣傳』

其他 鳩摩羅什譯 『大智度論』 (原典の序品のみ全譯、他の諸品は抄譯)

鳩摩羅什譯 『成實論』 (全内容を「四聖諦」の順に再構成)

玄奘譯 『成唯識論』 (「糝譯」 = 世親 『唯識三十頌』 印度十師の釋を壓縮)

等々

(3) 編輯經典であることの明證

(3.1) 西晉 聶承遠『超日明三昧經』二卷 (T No. 638) は、竺法護の漢譯に基づいて、在家の聶承遠が簡略化した編輯經典である

『超日明經』二卷〈舊錄云『超日明三昧經』〉。
右一部，凡二卷，晉武帝時，沙門竺法護先譯梵文，而辭義煩重，優婆塞聶承遠整理文偈，刪為二卷。

(梁 僧祐 [445-518] 『出三藏記集』 卷二。T55, 9c)

『超日明經』二卷〈舊錄は『超日明三昧經』と言う〉。
右一部、全二卷は、〔西〕晉の武帝の時代に、沙門の竺法護が先に梵文を譯したが，しかし〔竺法護の原譯は〕言葉と意味が煩雜で繰り返しが多かったので、優婆塞の聶承遠がその散文と偈頌を整理し、二卷に短縮した。

(3.2) 東晉 曇無蘭撰『三十七品經』一卷と『賢劫千佛名經』一卷は、天竺沙門竺曇無蘭が編輯した經典である

梁 僧祐（445-518）『出三藏記集』卷二（T55, 10b）：

『三十七品經』一卷〈晉太元二十（一）年歲在丙申（=396）六月出〉

『賢劫千佛名經』一卷

右二部，凡二卷，晉孝武帝時，天竺沙門竺曇無蘭在楊州謝鎮西寺**撰出**。

「**撰出**」という語に注目（譯出でない）！

(3.3) 『十誦羯磨比丘要用』一卷、宋（南朝宋＝劉宋）沙門釋僧璩於楊都中興寺依『律』**撰出**。（T23, 496a）

(4) 「編輯經典」が示す「中國化」の諸相

(4.1) 西晉 聶承遠『超日明三昧經』二卷

『超日明經』二卷〈舊錄云『超日明三昧經』〉。

右一部，凡二卷，晉武帝時，沙門竺法護先譯梵文，而辭義煩重，優婆塞聶承遠整理文偈，刪為二卷。（梁 僧祐『出三藏記集』卷二。T55, 9c）

『超日明經』二卷〈舊錄は『超日明三昧經』と言う〉。

右一部全二卷は、〔西〕晉の武帝の時代に、沙門の竺法護が先に梵文を譯したが、しかし〔竺法護の原譯は〕言葉と意味が煩雜で繰り返が多かったので、優婆塞の聶承遠がその散文と偈頌を整理し、二卷に短縮した。

編輯目的：竺法護の直譯は文言の反復（繰り返し）が多い

→ 反復を省略し、内容を變化させないで、文言を簡略化した

(4.2) 東晉 曇無蘭『三十七品經』一卷

竺曇無蘭「三十七品經序」（梁 僧祐『出三藏記集』卷一〇、T55, 70b-c）

……。又諸經「三十七品」文辭不同。余因閑戲，尋省諸經，撮採事備辭巧便者，差次條貫伏其位，使經體不毀，而事有異同者得顯于義。……。晉泰元二十一年歲在丙申六月、沙門竺曇無蘭在揚州謝鎮西寺撰。

さらにまた、諸經典に〔説く〕「三十七事」は、文言がそれぞれ違っている。私は時間のある時に諸經典を検討し、内容に省略がなく文言が優れている文を採用し、等級ごとに區別してそれぞれの〔文言の〕位置付けを定め、經典の體裁を破壊することなく、内容が異なる場合は意味を明瞭にすることができた。……。〔東〕晉の太元二十一年の歳星が丙申に宿る年（396AD）六月に、沙門の私、竺曇無蘭が揚州（建康、現在の南京）の謝鎮西寺で編輯した。

編輯目的：

異なる文言で諸經（複數經典）に現れる「三十七品」（37種の修行項目）を、竺曇無蘭が統合し、簡略化

(4.2) 『大智度論』

釋僧叡「『大智釋論』序」（『出三藏記集』卷一〇、T55, 75a-b）：

胡文委曲，皆如初品。法師以秦人好簡故，裁而略之。若備譯其文，將近千有餘卷！

胡文（サンスクリット語の原文）が詳細を極めている様子は、すべて「初品（第一章）」〔を原点のまま直譯した〕通りである。〔漢譯者の鳩摩羅什〕法師は、中國人が簡潔性を愛好するという理由で、〔第二章以下は、詳細な原文を〕割愛し簡略にした。もしもその原文をそのまま全て直譯したならば、〔漢譯『大智度論』は百卷では収まらず〕千卷を超える程の〔長大な漢譯〕となったであろう。

編輯目的：秦人好簡「中國人は、文言の簡潔性を好む」→ 簡潔化
 （漢譯『大智度論』は、序品のみを梵語原典そのままに直譯し、
 第二品以降は内容を省略することによって、百卷に壓縮した。）

(4.3) 『十誦羯磨比丘要用』一卷、宋沙門釋僧璩於楊都中興寺依『律』撰出。(T23, 496a)

『十誦羯磨比丘要用』一卷は、宋（南朝宋＝劉宋）の沙門、釋僧璩が揚都（健康、現在の南京）の中興寺で『〔十誦〕律』に依づいて編輯して提示した。

編輯目的：『十誦律』六十卷の諸處に散在するので理解し難い

→ 「羯磨」（儀礼）を抜粋して内容をまとめ、短く一卷に短縮

(4.3) 鳩摩羅什譯『成實論』

新撰（僧祐撰）「略成實論記」（梁 僧祐『出三藏記集』卷一一、T55,78a）：

『成實論』十六卷，羅什法師於長安出之，曇曷筆受，曇影正寫。（曇）影欲使文玄，後自轉為五幡，餘悉依舊本。

『成實論』十六卷は、鳩摩羅什法師が長安で譯出し、その時、曇曷が筆受を擔當し、曇影がそれを正寫した。曇影は文を意味深くさせたかったので、その〔譯出〕後に、自らで五つの區切り（初聚、苦諦聚、集諦聚、滅諦聚、道諦聚）に分けた、それ以外は全て〔鳩摩羅什の〕原譯のままに依づいて〔何も變更しなかった〕。

梁 慧皎『高僧傳』卷六、曇影傳（T50, 364a）：

釋曇影，或云北人，不知何許郡縣。性虛靖，不甚交遊，而安貧志學，舉止詳審，過似淹遲，而神氣駿捷，志與形反。能講『正法華經』及『光讚波若』，每法輪一轉，輒道俗千數。後入關中，姚興大加禮接。及仕至長安，影往從之。仕謂興曰，「昨見影公，亦是此國風流標望之僧也」。興勅住逍遙園，助仕譯經。

初、出『成實論』，凡諍論問答皆次第往反，〔曇〕影恨其支離，乃結為五番，竟以呈仕。仕曰，「大善，深得吾意」。

釋曇影は北方の人であるともいわれるが、どこの郡縣の出身なのかは分からない。性格はあっさりとして物静かであり、あまり世間との付き合いはせず、貧乏に安んじて学問に志した。立ち居振る舞いは慎重そのものでとても手際が悪いように思われたが、しかし精神は旺盛活發、志は外形とは正反對であった。見事に『正法華經』と『光讚般若經』の講義を行い、一たび仏法を講説する度に出家在家の者は千を数えた。その後、關中に入り、姚興はとても丁重に遇した。鳩摩羅什が長安にやって來ると、曇影はそのもとに出かけた。羅什は姚興に、「先日、影公に會ったが、やはりこの國の風格の際立った僧である」と言った。姚興は逍遙園に住して羅什の經典翻譯を手助けするように勅命した。

〔鳩摩羅什が〕最初に『成實論』を譯出した時、あらゆる議論が問いと答えの形式で次々に繰り返されるばかりであり、それが支離滅裂なのを曇影は残念に思って、そこで五つの區切りにまとめ、まとめ終えたうえで羅什に差し出したところ、羅什は、「素晴らしい。私の考えをとてもしっかりとつかんでいる」と言った。

編輯目的：全内容を「四聖諦」の順に再構成 → 理解し易くする

結論「編輯經典」が示す「中國化」第一：同内容簡潔縮小版を作成

直譯した漢譯經典が存在し、その内容は良いが、
文言が繁多で、散説と反復が中國人の理解を妨げる



經典を編輯することによって、

- (1) 内容を保持したまま、
- (2) 反復を省略し、文言を簡潔にする
- (3) 散説を凝縮する



編輯經典

「編輯經典」が示す「中國化」第二：
譯場の解説を加筆する編輯形態

(例) 失譯『薩婆多毘尼毘婆沙』九卷

『薩婆多毘尼毘婆沙』は、『十誦律』の部分的注釋である。
インド傳來原典に、漢譯者の解説が加筆されて漢譯された。
成書時期は、西暦410-490の間、漢譯地は蜀（四川省）。

先行研究

船山徹「失譯仏典『薩婆多毘尼毘婆沙』九卷の漢譯年と漢譯地」, 『東方學』145, 2023, 頁1-24.

Funayama, Toru, "Masquerading as Translation: Examples of Chinese Lectures by Indian Scholar-Monks," *Asia Major, Third Series* 19.1-2, 2006, pp.39-55.

船山徹「『目連問戒律中五百輕重事』の原形と變遷」, 『東方學報』京都70冊, 1998, 頁203-290.

以下に、漢譯者の解説を五點紹介する

漢譯者の解説例①

『薩婆多毘尼毘婆沙』卷一（T23, 506b）：

問曰，佛若以法為師者，於三寶中何不以法為初。

答曰，法雖是佛師，而法非佛不弘，所謂「道弘由人」也。是以佛在初。

質問：〔「佛、法、僧」の三寶中、〕もし「佛」は「法」を師とする（＝佛よりも法の方が根本である）とするならば、どうして三寶中で「法」を最初〔に示して、「法、佛、僧」の順にしなかった）のか。

回答：「法」は確かに「佛の師」である。しかし、「法」は、「佛」でなければ弘められない。人々の言う「道弘由人」である。従って、「佛」を最初に示すのである。

★「道弘由人」の典據：『論語』衛靈公篇「子曰，人能弘道，非道弘人」。

⇒ この律師は、中國の『論語』を知る、中國に到來したインド人である。

漢譯者（＝「律師」）の解説例②

『薩婆多毘尼毘婆沙』卷三（T23, 518a）：

律師初言得重，後更問之，似不入重，然違犯王教，突吉羅。

〔これについて〕『律師』（＝『薩婆多毘尼毘婆沙』漢譯者）は、最初は「それは重罪となる」と言ったが、その後もう一度さらに質問すると、重罪には入らないようであり、しかしそれでも國王の教説に違反するから、突吉羅罪（惡作罪）〔という輕罪には該當する〕とした。

⇒ この「律師」は、話したり沈黙したりする生身の人間である

漢譯者（＝「律師」）の解説例③④

『同』卷三（T23, 517b）：

律師云言「更有一義」，**祕不欲廣。**

〔直前に示した「五錢（5 pana）」を盗めば盜波羅夷罪になるという点について〕律師（＝『薩婆多毘尼毘婆沙』漢譯者）は「更にもう一つの意味（解釋）がある」と言ったが、**それについては黙ったまま、開示しようとしなかった。**

『同』卷四（T23, 527a8）：

律師言：後是定義。

律師は，「〔直前に示した二説のうち〕後者が定説である」と言った。

⇒ 律師は『薩婆多毘尼毘婆沙』本文を解説する、本文より外部の人である

漢譯者（＝「律師」）の解説例⑤

『薩婆多毘尼毘婆沙』卷五（T23, 536c-537a）：

鉢他者，**律師云**，「諸論師有種種異說，然以一義為正，謂一鉢他受十五兩飯，**秦**稱三十兩飯。是**天竺**粳米釜飯」。

時人咸共議計，謂“上鉢受三鉢他飯、一鉢他羹、餘可食者半羹。三鉢他飯，可秦升二升。一鉢他羹、餘可食物半羹，是一鉢他半也，復是秦斗一斗。上鉢受秦斗三斗”。

律師云，「無餘可食物，直言上鉢受三鉢他飯、一鉢他羹，留食上空處，令指不觸食。中、下鉢亦除餘可食物，但食上留空處，令指不觸食。下鉢者，受一鉢他飯、半鉢他羹、餘可食物半羹，是秦斗一斗。一斗餘可食物半羹，可一斗半。下鉢受秦斗二斗半」。

鉢他（Pāli *pattha*, Skt. *prastha*）について、**律師は言った**、「論師たちには諸々の異説があるが、しかし正しい解釋は一つである。即ち、「1鉢他は15兩の飯を入れる〔量であり、その量を〕中國（秦）では30兩の飯と言う。これはインドの米釜〔の分量〕である」と。

当時の人々は皆で協議し、〔次のように解釋した〕、「大鉢は3鉢他分の飯を入れ、1鉢他分の惣菜とその他の惣菜その半量を入れる。〔このうち〕3鉢他分の飯は、中國の2斗である。1鉢他分の惣菜とその他の小惣菜半量は、1.5鉢他であり、中國の1斗である。〔従って〕大鉢は、〔全部合計すると、中國の〕3斗を入れる」と。

〔この解釋に對して〕律師は言った、「『その他の惣菜』は無い。ただ『大鉢は3鉢他の飯と1鉢他の惣菜』だけである。食物の上部には空間を残し、指が食物に接觸しないようにする。中鉢の場合も小鉢の場合も、その他の惣菜は除外し、食物の上には空間だけを残し、指が接觸しないようにする。小鉢は、1鉢他の飯と、0.5鉢他の惣菜とそれ以外の惣菜半は、中國の1斗であろう。〔従って〕小鉢は、〔全部合計すると、中國の〕二斗半を入れる」と。

⇒ **律師は、中國の度量衡を知っていて、中國人たちの解釋に對する是非を判定する立場にある** ⇒ **この律師は、中國で漢譯しながら、中國人の解釋を訂正できた**
 ⇒ **『薩婆多毘尼毘婆沙』漢譯と解説の兩方に従事したインド人律師である！**

失譯『薩婆多毘尼毘婆沙』九卷の五例の結論

- 1 失譯『薩婆多毘尼毘婆沙』は、インド語原典が存在した。
しかしインド語原典に含まれない解説が多く加筆されている。
- 2 失譯『薩婆多毘尼毘婆沙』の加筆部分は、多くの場合、
「律師云」「律師言」として記録されるが、その他の場合もある。
- 3 その律師の語は、インド語原典の所説を解説する。
インド（「天竺」）と中國（「秦」）を比較する解説がある。
- 4 それ故、「律師」はインドから中國に到來し、『薩婆多毘尼
毘婆沙』の漢譯における中心人物（實際の漢譯者）である。
- 5 以上の加筆は、中國で作成された偽經の性格とは明確に異なる。
従って『薩婆多毘尼毘婆沙』は加筆を含む編輯經典である。